



GH評価制度

「日本GAP規範」に基づく農場評価制度

評価規準・チェックシート

農業分類：全農場共通、作物共通、水田畑作、園芸

Ver 2.0_20170428

適用：日本GAP規範 Ver.1.1

GLOBALG.A.P. IFA CPCC Ver.5.0

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン

農場名				日時			
作業者							
圃場							
施設							
全生産品目							
評価対象品目に✓							
栽培中の品目に✓							
収穫期間中の品目に✓							
調製・貯蔵中の品目に✓							
販売							
外部委託				仕入れ			
備考							

評価日時				評価員			
農場対応者							

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
農場評価基準：全農場共通AF 作物共通CB 水田畑作CC 園芸FV 茶（農水省ガイドライン）					
1. 農場管理システムの妥当性					
全	1.1	○圃場、果樹園地、温室、キノコ栽培地や畜舎、農産物取扱い施設などの生産場所は、名称・記号等で識別されている。 ○生産場所は、圃場一覧および図面や地図上で照合できるようになっている。	4		
全	1.2	○圃場、果樹園地、温室、キノコ栽培地や畜舎、農産物取扱い施設などの生産場所で行われる農業活動について記録する仕組みがある。 ○記録の保管年数は法令等に従い、それ以外は最低2年間保管されている。	4		
全	1.3	○圃場、果樹園地、温室、キノコ栽培地や畜舎、農産物取扱い施設などの生産場所などの他、資材倉庫や設備、および培地などの生産資材のリスク評価を行ったことが分かる記録がある。 ○このリスク評価の結果から、環境保全、食品安全、(必要な場合は)動物福祉の観点から持続可能な生産が可能であることが示されている。 ○また、リスク管理に必要な地図や図面(リスクマップ)等を作成している。リスク要因の変化が考えられる大きな変更があった場合には、地図や図面等を更新している。	3		
全	1.4	○事故や緊急事態が発生した際の対応手順や連絡先一覧等を文書化し、外部の人も含めた農場内のすべての関係者の見やすい場所に掲示している。 ○緊急事態には、火災、人身事故、燃料・農薬等の流出などが含まれる。	3		
全	1.5	○リスク評価(全1.3、全1.11、作2.1.1、作2.3.4、全5.1.1、全6.1)で特定したリスクを最小限に抑える管理計画を定め、文書化したルールを順守している。 ○農場業務を外部委託している場合は、委託業務がルールに適合するように、生産者が外部委託業者の活動について監督している。	3		
全	1.6	○ルールに基づいて行動できるように研修や教育活動等が行われている。 ○研修や教育は、全ての作業者の言語や文化に配慮している。 ○研修の内容及出席者が記録されている。	2		
全	1.7	○収穫量(および仕入れ量)に対して出荷量が妥当であることが分かる記録がある。(マスバランス) ○自分の農場の農産物ではない他から仕入れた農産物は、決められた手順により識別されており、記録で確認できる。	3		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
全	1.8	○出荷した商品に、生産者を特定できる内容を表記している。 ○出荷した商品の名称・品目、出荷年月日、出荷先、出荷数量を特定できる記録(出荷記録)がある。	4		
全	1.9	○出荷した商品に関するクレームを受け付け、その内容を記録し、原因を追及し、問題点を改善し、その結果を記録する手順が確立されている。 ○クレームがあった場合は、手順に沿って実施した内容を記録している。 ※グループ全体で手順が運用されている場合は該当外。	3		
全	1.10	○食中毒細菌の発見や最大残留値(MRL)超過などのクレームで、出荷した商品を回収する場合の速やかな対応手順を文書化している。 ○手順のテストを行っている。 ※グループ全体で手順が運用されている場合は該当外。	3		
全	1.11	○フードディフェンス(意図的な食品汚染の防止)に関するリスク評価を行ったことが分かる記録がある。 ○その中で特定されたリスクに対処するための手順がある。 ○全ての従業員と外部委託業者の情報を持っている。 ○悪意による脅威が発生した際の是正処置手順を整備している。	3		
全	1.12	○種苗の入手、その他の農業行為で、知的財産権保護に関する法律に従っていることを示すことができる。 ○農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用に努めている。	3		
全	1.13	○GH農場評価等を活用して農場を点検し、改善部分の把握・見直しを毎年実施している。	3		
作	1.1	○出荷した商品は、出荷単位(出荷ロット)ごとに、収穫日、収穫場所、必要な場合は選果ロットを特定できる記録がある。	3		
作	1.2	○農産物の残留農薬(必要に応じ、残留放射性物質)が、食品衛生法(および販売先(国))の最大残留基準値(MRL)に基づく基準を満たしているか、検証している。 ○残留農薬検査および／または必要に応じて行う残留放射性物質などの検査のサンプリング方法について、科学的な根拠が示されている。 ○残留農薬検査は、ISO17025または同等の規格の認定を持つ試験所が行っている。 ※組織内または外部の検証プログラムに参加している場合は該当外。	3		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
作	1.3	○農薬散布機、灌漑システム、養液供給システムや肥料散布機、および計量器や温度計など、誤差を生じやすい機器は良好な状態に維持し、定期的に検証し、必要な校正を行っている。	3		
水畑	1.1	○飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合は、行政機関の指示に従って適切に対応する。	3		
2. 土壌と作物養分管理					
2.1 農場で使用する水の管理					
作	2.1.1	○灌水、洗浄、防除、溶液栽培、菌床栽培等で、出荷までの全作業で使用する水について、環境への影響、および農産物に対する物理的・化学的・微生物学的汚染に関するリスク評価を行ったことが分かる記録があり、毎年見直している。 ○必要な場合は水質分析を行い、危害要因がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。 ○処理済みの下水や畜産汚水を収穫前に使用する場合には正当な根拠を示せる。 ○水質検査は、ISO17025または同等の規格の認定を持つ試験所もしくは厚生労働省の認可を受けている機関が行っている。	4		
作	2.1.2	○作物に必要な量に基づいて、無駄がなく効率的な方法で水の利用・管理を行っている。（必要な場合は記録する。）	3		
作	2.1.3	○水使用に関する認可が必要な場合、許可証を持っているか、水利組合に加盟して組合の規則に従っている。	3		
水畑	2.1.1	○水田から肥料や農薬の成分が流出しないように管理している。 ○代かきに続き田植え前の強制落水や除草剤散布後ラベルに記載された日数(通常7日)以内での落水は行っていない。	4		
園	2.1.1	○養液栽培において、培養液の廃液を排出する時には、河川・湖沼等の富栄養化を起こすことがないように、廃液の発生抑制や浄化処理などを行っている。	4		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
	2.2 土壌管理				
作	2.2.1	○土壌保全を確実にするための土壌管理計画がある。計画には以下の内容が含まれている。 ① 土壌の種類 ② 前作の状況(土壌病害、連作障害、土壌消毒履歴、土壌流亡等の発生状況など) ③ 土壌図や土壌分析の結果(作土の厚さ、土壌鉋物、有機物含量、保水力等の物理性など) ④ 土壌改良・土作り計画(土壌消毒、石灰によるpH 調整、有機物施用による土作りなど) ⑤ 必要な場合は、放射性汚染物質やカドミウム等の重金属への技術対策	3		
作	2.2.2	○有機質資材の施用、作物残渣の土壌還元などで、土壌有機物量の維持・増加に取り組んでいる。 ○実施可能な場合、一年生作物の輪作を行なっている。	3		
作	2.2.3	○石灰や土壌改良材の活用、深耕、クリーニングクロップの栽培などにより、土壌のpHやECを適正に保つようにしている。	3		
作	2.2.4	○冬から春にかけて畑の表面が裸になり、強い風により土壌粒子が舞い上がるような圃場では、越冬する麦を秋に作付けたり、網マルチで土壌を覆ったりして、風食を防止している。 ○土壌の河川・湖沼等への流出や、肥料成分の流失がないよう、農地の耕作技術を生かして、土壌浸食が起こる可能性を減らしている。	3		
作	2.2.5	○土壌構造を改良または維持し、土壌が圧縮硬化しないようにするための技術を活用している。	2		
水畑	2.2.1	○水田に稲ワラや緑肥をすき込む場合、十分な腐熟期間を設けている。 ○秋には少なくとも気温が下がるまでにはすき込んでいる。	2		
	2.3 作物養分管理				
作	2.3.1	○都道府県の施肥基準等で示している施肥量・方法とともに土壌診断の結果や圃場への全ての養分供給を考慮した養分管理計画書に基づいて適正な施肥を実施している。 ○養分管理計画書および施肥実績から、窒素、リン酸等の投与が過剰になっていないことが確認できる。	4		
作	2.3.2	○化学肥料・有機質肥料・土壌改良資材等の使用に関する判断の際には、普及指導員、営農指導員、資格所有者など力量のある人によって、アドバイスがなされている。もしくは生産者自身が専門知識があるか、技術文献や専用のソフトウェア等の技術情報に基づいている。	3		
作	2.3.3	○作物の特性や、生育段階に合わせた施用、作物の根元への局所施用、緩効性肥料の使用など、肥料が効率的に作物へ利用される技術に取り組んでいる。	3		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
作	2.3.4	○堆肥・有機質肥料の施用において、その性質や使用方法を考慮して食品安全面および環境面へのリスク評価を行ったことが分かる記録がある。少なくとも、以下のことを考慮している。(原材料、製造方法、微生物汚染、雑草種子の混入、重金属や放射性物質含量、施用の時期/場所/可食部への接触) ○有機質肥料の施用は、収穫との間に、食品の安全性を損なわないだけの期間を設けている。	4		
作	2.3.5	○肥料及びその他資材は、使用する都度記録し、記録簿には以下の項目が記録されている。 ① 使用した場所 ② 使用した年月日 ③ 商標名(肥料の成分など) ④ 使用量 ⑤ 施用方法(使用機械など) ⑥ 作業者名	4		
3.作物保護と農薬の使用					
3.1 作物保護					
作	3.1.1	○都道府県などで発行される防除指針や防除基準を参考に、普及指導員、営農指導員、資格所有者などの指導を受けるか、技術文献や専用のソフトウェア等の技術情報に基づいた作物保護管理計画書がある。 ○作物保護管理計画には、以下の内容が含まれている。(防除には、予防的措置、観察と判断、介入作業がある) ① 対象作物名 ② 防除対象病害虫・雑草名 ③ 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境作りの取組み(予防的措置) ④ 発生状況と防除効果などの実績の判断基準(観察と判断) ⑤ 介入の実施予定時期・予定場所および方法 ⑥ 介入に必要な農薬等の資材と使用量	4		
作	3.1.2	○作物保護管理計画には、「予防的措置」、「観察による介入の判断」、「介入作業」を適切に組み合わせた統合的病害虫・雑草管理(IPM)を取り入れており、IPMを実践している。	3		
作	3.1.3	○農薬の選択は、農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、普及指導員、営農指導員や資格所有者など農薬に関する力量のある人の指導を受けるか、技術文献や専門講習の受講などの技術情報に基づいている。	3		
作	3.1.4	○かび毒(麦類のDON・NIV、リンゴのパツリンなど)による汚染を低減する対策を実践している。	3		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
	3.2 農薬の使用				
作	3.2.1	○農薬の使用に当たっては散布方法に関する法規制を遵守している。 ○登録農薬だけを使用し、無登録農薬、禁止農薬は使用していない。また、期限切れ農薬は使用していない。	4		
作	3.2.2	○農薬の希釈や散布は、ラベルの記載通りに行っており、必要な量だけ正確に計量・調合している。 ○農薬の取扱い手順書には、農場での散布後立ち入り禁止期間について述べてある。 ○販売先(国)の最大残留基準値(MRL)に関する情報を把握して、適合する措置を取っている。	4		
作	3.2.3	○農薬の希釈は、農薬や希釈液がこぼれても河川や湖沼等へ流出しない場所で行っている。 ○農薬を希釈する水を給水する場合は、農薬タンクを飲料水源や河川・湖沼等に直結して行っていない。	4		
作	3.2.4	○栽培圃場以外で播種や育苗をする際に農薬を使用する場合、農薬が漏出した場合は、環境や農産物に影響を及ぼさないようにしている。	4		
作	3.2.5	○全ての農薬の使用について、以下の内容を記録簿に記録している。 ① 使用した年月日 ② 使用した場所 ③ 使用した作物 ④ 使用した農薬の商標名 ⑤ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量または希釈倍数 ⑥ 収穫前期間 ⑦ 作業者名 ⑧ 使用した防除機 ⑨ 農薬使用時の天候(特に、風などドリフトに係る情報) ⑩ 散布終了時刻(特に、収穫前日に使用した場合)	4		
作	3.2.6	○農薬使用記録簿等から使用回数、成分回数が守られていることが分かる。 ○収穫記録と農薬使用記録簿の対比等で農薬の使用時期(収穫前日数や定植前日数など)が守られていることが分かる。	4		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
作	3.2.7	○農薬散布機は、使用の前に十分な点検を行うとともに、使用後はタンク、ホース、ノズルの内外、その他農薬が付着した全ての部分を洗浄している。	4		
作	3.2.8	○余った希釈済みの散布液や、タンク・散布機のゆすぎ液は、排水路や河川等に絶対に流入させることなく、人や農作物や環境に危害のない場所に廃棄している。	4		
作	3.2.9	○農薬の空容器は、防除機の高圧洗浄装置で、または少なくとも3回水で洗浄処理して、中に農薬が残っていないようにしてから、人や環境を汚染しないような安全な場所で、安全な方法で保管している。	4		
作	3.2.10	○農薬の空容器の処分は、地域の行政やJAなどが行う回収システムの規則に従い、または産業廃棄物処理業者を利用して、人への汚染や環境汚染を起こさない方法で行っている。	4		
作	3.2.11	○圃場の周辺からの農薬ドリフトの影響を認識し、必要な対策を講じている。	3		
作	3.2.12	○周辺地への農薬のドリフトがないように、気象条件や時間帯を考慮し、ドリフト低減ノズルの使用、散布の方法、風やノズルの向きなどの対策を採っている。	4		
園	3.2.1	○正当な理由があり、土壌燻蒸剤等の農薬を使用する場合は、ガス化した農薬が土壌から揮散することを防止する対策を実施している。 ○土壌消毒終了後には、耕地を充分耕耘して土壌中に残っているガスを除去し、作付までの期間を守っている。	4		
園	3.2.2	○花粉媒介昆虫のセイヨウオオマルハナバチ(特定外来生物)を利用する場合は、飼養等の許可を取得し、ハウス等の飼養施設の基準の項目等に沿った逃出し防止の措置を講じている。	4		
4. 施設・資材と廃棄物の管理					
4.1 種苗管理					
作	4.1.1	○購入した種苗(菌種を含む)について、品種名、ロット番号、供給者名、種子の証明に関する詳細(購入伝票など)、および種子処理の記録を入手し、保管している。 ○農場内での育苗等の資材の消毒および種苗に使用した農薬の処理は記録されている。 ○自家採取種子の場合は、識別情報、由来、処理(例えば、クリーニングや種子処理)についての記録がある。	4		
作	4.1.2	○農作物の播種や定植に関して、使用した種子や苗の名称、日付、量(または密度)を記録している。	3		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
作	4.1.3	○遺伝子組換え作物を栽培する場合は、栽培計画を都道府県に届出た上、周辺環境における交雑や他の品種の種子等への混入がないように管理している。	4		
作	4.1.4	○遺伝子組換え作物を栽培する生産者は、その直接の顧客に対し、農産物が遺伝子組換えである旨を知らせている。 ○遺伝子組換え作物の取り扱い計画を作っており、汚染リスク(たとえば隣接する非遺伝子組換え作物への予期せぬ混合)を最低限に抑え、農産物の安全性を維持するための戦略を明確にしている。	3		
4.2 肥料の保管					
作	4.2.1	○肥料は、収穫物や農薬とは別に保管している(農薬と混合して使用する肥料は除く)。 ○保管場所は、排水溝や排水路から離れた場所で、火気、直射日光、高温、雨・露および霜、物理的衝撃等の影響を受けないように保管している。 ○生石灰や硝酸アンモニウムなど危険性の高い資材は、規制に従って適切に管理している。	4		
作	4.2.2	○肥料は定期的に実地棚卸を行っており、購入記録(購入伝票など)と使用記録から正確な在庫が確認できる。 ○在庫に動きがあった後、一か月以内に更新している。	3		
作	4.2.3	○堆肥等を製造し保管する施設は、床がコンクリート、鋼板、防水シートなどの浸透性のない材料で作り、屋根やシート等で覆ったり、側壁を設けたりして、環境汚染リスクを軽減する方法で保管している。	3		
4.3 農薬の保管・廃棄					
作	4.3.1	○農薬は、専用の倉庫や頑丈なキャビネットなどに保管し、常に施錠している。 ○保管棚は吸収性のない素材で作られている。棚では粉剤は液剤より上段に保管し、毒物劇物と普通物が触れないように分けている。 ○農薬保管場所には農薬や農薬散布機等以外のものがなく、入口には農薬の危険性を警告する表示がある。 ○農薬事故時の手順書は保管庫から10m以内の見やすい場所にある。	4		
作	4.3.2	○農薬の保管場所は、農薬が流出しても河川や湖沼に流れ出ない場所にあり、地面に浸透せず、保管場所から流出しないような構造になっている。 ○農薬や希釈液が漏出した場合に回収するための砂や布等の吸着材を用意している。	4		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
作	4.3.3	○保管場所は、衝撃に強く燃え難い素材でできている。 ○農薬は直射日光の影響を受けない冷涼で乾燥した場所に保管されている。 ○倉庫などの人が立ち入る場所に保管している場合は、通気性がある。また、ラベルが読める明るさが確保されている。	4		
作	4.3.4	○定期的に農薬の実地棚卸を行っており、購入記録(購入伝票など)と使用記録から正確な在庫が確認できる。 ○在庫に動きがあった後、一か月以内に更新している。	3		
作	4.3.5	○希釈していない農薬を農場内、または農場間で運搬する際には、安全で確実な方法をとっている。 ○農薬を他の容器に入れ替えていない。容器の破損や農薬の漏出などにより入れ替える場合は、状態の良い同一種類の空容器を、通常のすそ処理を3回繰り返してから使用している。	3		
作	4.3.6	○禁止農薬、期限切れ農薬、農薬の漏出物を吸収した砂や布等の吸収材などは、その他の農薬と区別して保管している。 ○処分は、地域の行政やJAなどが行う回収システムの規則に従い、または産業廃棄物処理業者を利用して、人への汚染や環境汚染を起こさない方法で行っている。	4		
4.4 燃料・エネルギーの管理					
全	4.4.1	○燃料の貯蔵設備は、消防法に準拠した市区町村の条例に従っている。 ○少なくとも、防油堤や溝を設置して漏れた燃料が水源を汚染しないようになり、漏れた燃料の回収に備えて砂や布などの吸着材を用意している。	4		
全	4.4.2	○燃料貯蔵場所の周辺は、禁煙・火気厳禁とし、周辺に燃えやすいものが置かれていない。 ○火災に備えて消火器等を用意している。	3		
全	4.4.3	○生産者は、農場内でのエネルギー使用量をモニタリングし節減に努めている。	2		
4.5 廃棄物管理					
全	4.5.1	○農場内から排出される可能性のある廃棄物と汚染源について特定し、農場から出る廃棄物や汚染源の管理計画を立て、適切な廃棄手段を文書化している。	3		
全	4.5.2	○廃棄物は、回収や処分の方法に応じて分別し、処分されるまでの間、農業や生活環境に支障がないような状態で保管している。 ○圃場や施設は整理整頓され、ゴミが散らかっていない。	3		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
全	4.5.3	○農場で発生した廃棄物をみだりに焼却したり埋めたりせず、地域の回収・処分制度を利用したり、専門の業者に委託したりして適切に処分している。	4		
全	4.5.4	○産業廃棄物を処分した際の産業廃棄物管理表(マニフェスト)を5年間保管している。 ○JA、廃プラスチック類適正処理協議会等に回収・処理を委託した場合は、委託した伝票等の記録がある。	3		
全	4.5.5	○土壌に還元される生分解性資材を利用したり、糞尿や残さ等を堆肥やバイオマス燃料に再生利用するなど、農場で発生する廃棄物の量を出来るだけ少なくする努力をしている。	2		
5. 農産物の安全性と食品衛生					
5.1 共通					
全	5.1.1	○農産物の収穫・調製・保管・包装の取扱いと、その器具や施設に、農産物へ危害を及ぼす可能性がないか、衛生についてのリスク評価を行ったことが分かる記録がある。 ○評価結果から、危害がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を取っている。	4		
全	5.1.2	○全ての作業員向けの「衛生管理の手順書」があり、全ての作業員と来訪者に対し、衛生に関する指示を見えるように掲示し、作業員は手順を実施している。 ○「衛生管理の手順書」に従い、毎年衛生教育を行っている。	4		
作	5.1.1	○作業員が感染症にかかっていると疑われる場合は農作物に影響のある作業をさせない。 ○作業員は、農産物の種類に応じた清潔な服装を着用している。 ○農場内では、喫煙や飲食が制限されている。	3		
作	5.1.2	○短時間で行くことができる清潔なトイレが圃場や施設の周辺にあり、石鹸と手を洗う水が常備されている。	4		
作	5.1.3	農業倉庫などを農産物の調製や保管に一時的に使用する場合は、使用開始前に徹底した清掃を行っている。	4		
水畑	5.1.1	○飼料生産において、規格又は基準に合わない飼料添加物は使用していない。 ○好気的変敗・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の調整を実施している。	4		
園	5.1.1	○作業員に対して、収穫・選果・梱包などの作業に先立って、微生物汚染など衛生に関する具体的な教育を行っている。 ○農産物に直接触れる作業員は、作業に入る前、作業に戻る前に、手洗いをしている。	4		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
	5.2	農産物の収穫・輸送・収穫場所での包装			
作	5.2.1	○作物の生産区域(圃場やハウス)内で、食品安全への潜在的なリスクとなるような動物の著しい活動の形跡がないかを確認し、問題があれば対策を講じる。	3		
作	5.2.2	○繰り返し使う収穫用のコンテナや器具は、定期的に洗浄・消毒し、清潔に取り扱い、保管をしている。また、必要な頻度で記録を残している。 ○農産物に汚染や異物混入がないような手順で収穫している。	4		
作	5.2.3	○圃場で直接、出荷用に包装する場合は、包装容器が堆肥・土壌などで汚染されないような手順で実施している。	4		
作	5.2.4	○収穫された農産物が汚染されないようにしている。 ○農産物を輸送する車両や積み込み用機器は清潔に維持管理している。別の用途にも使用している車両は、汚染を防ぐため特に清潔さに配慮している。農産物の農場外への運搬の際には、積荷に覆いをかけている。	4		
作	5.2.5	○貯蔵状態はモニタリング装置で確認できる。 ○農産物の輸送時、および長期間貯蔵する農産物は、保存に適した水分量と温度を保っている。	3		
	5.3	農産物の調製・保管・包装			
作	5.3.1	○農産物を取り扱う施設内は、整理・整頓・清掃(3S)が行き届き、清潔で乾燥した状態になっている。	3		
作	5.3.2	○農産物を取り扱う施設内は、十分な採光や照明、換気が確保されている。 ○農産物に応じて、必要な温度・湿度の管理を行い記録している。	3		
作	5.3.3	○農産物の取り扱いおよび保管の施設、設備、機械器具は、定期的に点検・整備、清掃を行っている。 ○農産物のくずやゴミは、特定の場所にまとめ、その場所をきれいに清掃し、汚染や異物混入のリスク対策を取っている。 ○点検や清掃は最低頻度を定めて実施記録を残している。	3		
作	5.3.4	○農産物を取り扱う施設に、収穫後の農産物の洗浄、選果、調製、梱包、保管等に必要なない物品が置かれていない。 ○整備に必要な工具や潤滑油、清掃用具等は、農産物を取り扱う場所から離して保管している。 ○生産物に接触する可能性のある洗剤、潤滑剤等は、食品業界での使用が認可されたものを使用している。	3		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
作	5.3.5	○ペットや野生動物、昆虫等が農産物取扱い施設へ侵入し、農産物へ接触したり、農産物を取り扱う施設に侵入したりしないように、具体的な対策が実施されている。 ○モニタリングにより施設へ侵入されたことが判った場合には、直ちに排除する対策を用意している。 ○害獣の捕獲やそ族・昆虫への殺剤使用は、その管理を記録している。	3		
作	5.3.6	包装資材は使用目的に合ったもので、清潔かつ衛生的な状態で保管・使用し、汚染されないようにしている。	4		
作	5.3.7	○農産物の上にある照明器具は、破損しないもの、あるいは破損しても破片等が飛び散らないものを用いている。	3		
作	5.3.8	○農産物の洗浄等の出荷前に使う水や出荷時に使用する氷、および荒茶加工施設で使用する水は、公共の水道水を使用しているか、井戸水の場合は1年に1回水質検査を実施して、飲用に適していることを確認している。 ○水質検査は、ISO17025または同等の規格の認定を持つ試験所もしくは厚生労働省の認可を受けている機関が行っている。	4		
6. 労働安全と福祉の管理					
全	6.1	○作業者の安全と健康に危害を及ぼす要因がないか、リスク評価を行ったことが分かる記録がある。 ○評価結果から、危害がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を取っている。 ○作業者の人権と福祉が守られている。	4		
全	6.2	○すべての作業場所で、事故や怪我に備え、飲める水、救急箱、緊急連絡先、応急手当等の手順書を備えるか、携帯している。	3		
全	6.3	○事故や怪我に備えて、応急処置訓練を受けた人が少なくとも1名、常駐している。	3		
全	6.4	○管理者と作業者の責任分担を明確にし、管理者側で1名、作業者の健康、安全、福祉についての責任者を定めている。 ○機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者は制限している。 ○作業管理者と労働者との間で、定期的に、作業者の健康、安全、福祉に関する双方向のやりとりを行っており、そのやり取りから実行に移したことがある。	3		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
全	6.5	○作業者は、定期的に健康診断を受けている。特に、農薬に接触する全ての作業者に対し、毎年(もしくは農薬の毒性についてのリスク評価に基づく頻度で)健康診断を受けられるようにしている。	2		
全	6.6	○作業上、特に危険な場所は表示や保護柵をするなどして事故を防止する対策を採っている。 ○有害な物質に関する安全のためのアドバイス(ウェブサイト、安全データシート等)を閲覧/利用できるようになっている。	3		
全	6.7	○機械・装置・器具等は使用前の安全装置等の確認や異常の有無、使用後の整備および適切な保管を含めた点検を行い、必要な場合には調整や修理を受ける等の措置をとっている。	3		
全	6.8	○作業者は、安全に作業できるように、作業に適した服装や防護装備(ヘルメット、安全靴、ゴム靴、防水服、ゴーグル、ゴム手袋、国家検定に合格したマスクなど)を着用している。 ○来訪者は、法律の要求やラベル上の指示に従った、もしくは所轄当局が承認した適切な防護服を着用している。	4		
全	6.9	○防護服等は、使用目的や汚染度合いに応じて使用後に良く洗浄する。 ○農産物や私服など他のものを汚染しない場所に保管している。	3		
全	6.10	○労災保険(労働者災害補償保険)や傷害共済等の任意保険に加入している。	4		
全	6.11	○農場で危険性の高い機械や設備、化学物質等を使用する者は、必要な場合は免許の取得または講習の受講に基づく十分な力量を持ち、運転や操作、取扱いは法令等に準拠している。 ○ボイラー設置等、必要な場合は届け出を行い、取扱作業主任者を設置している。 ○農業機械の取扱い説明書は、いつでも取り出して読めるようにしている。	4		
全	6.12	○農場の作業者が、清潔な食品置き場、所定の休憩場所、手洗い用設備、および飲み水を利用できるようになっている。	3		
全	6.13	○農場に住み込む場合、そこは居住可能な場所で、基本的なサービスや設備が備えられている。	4		

農業 分類	項目 番号	項目内容	上限	評価	コメント
	7. 環境と生物多様性、資源とエネルギー		範囲		
全	7.1	○農場周辺や地域における生物(野生の動植物)の多様性の状況を監視し、その結果を科学的に評価している。	0/+		
全	7.2	○農場周辺や地域における生物の多様性を保全する活動が行われている。 ○保全活動には、作物保護管理計画(IPM)や土壌管理計画に含まれる具体的な管理技術も含まれる。	0/+		
全	7.3	○農場周辺の自然環境の保全、良好な景観の形成に向けた個人または地域での取組みに参加している。	0/+		

評価集計表

	評価	評価+	該当外(-)	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
管理分類	点数	5	0	0	-5	-10	-15	-20	
1. 農場管理システムの妥当性									
2. 土壌と作物養分管理									
3. 作物保護と農薬の管理									
4. 施設・設備と廃棄物の管理									
5. 農産物の安全性と食品衛生									
6. 労働安全と福祉の管理									
7. 環境保全と生物多様性の保護									
評価レベルごとの指摘項目数									
	管理分類の合計点数								
	総合点数 (=1000点-管理分類の合計点数)								
	総合評価								

総評および推奨	総合点数	総合評価判定		
		右の件に該当していない	評価3が5項目以上あり、評価4がない	評価4が1項目以上ある
	1005点～	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	
	900～1000点	☆☆☆☆	☆☆☆	
	800～895点	☆☆☆	☆☆	
	700～795点	☆☆	☆	
	600～695点	☆		
	595点以下			